

# 組織改正に伴う使用施設保安規定の 変更について

令和4年12月23日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所  
プルトニウム燃料技術開発センター

# 1.保安規定の変更について

## 【目的】

- ◆ プルトニウム燃料技術開発センターの主要事業をより一層効果的かつ効率的に展開できる組織とすることを目的に、組織改正を実施する。

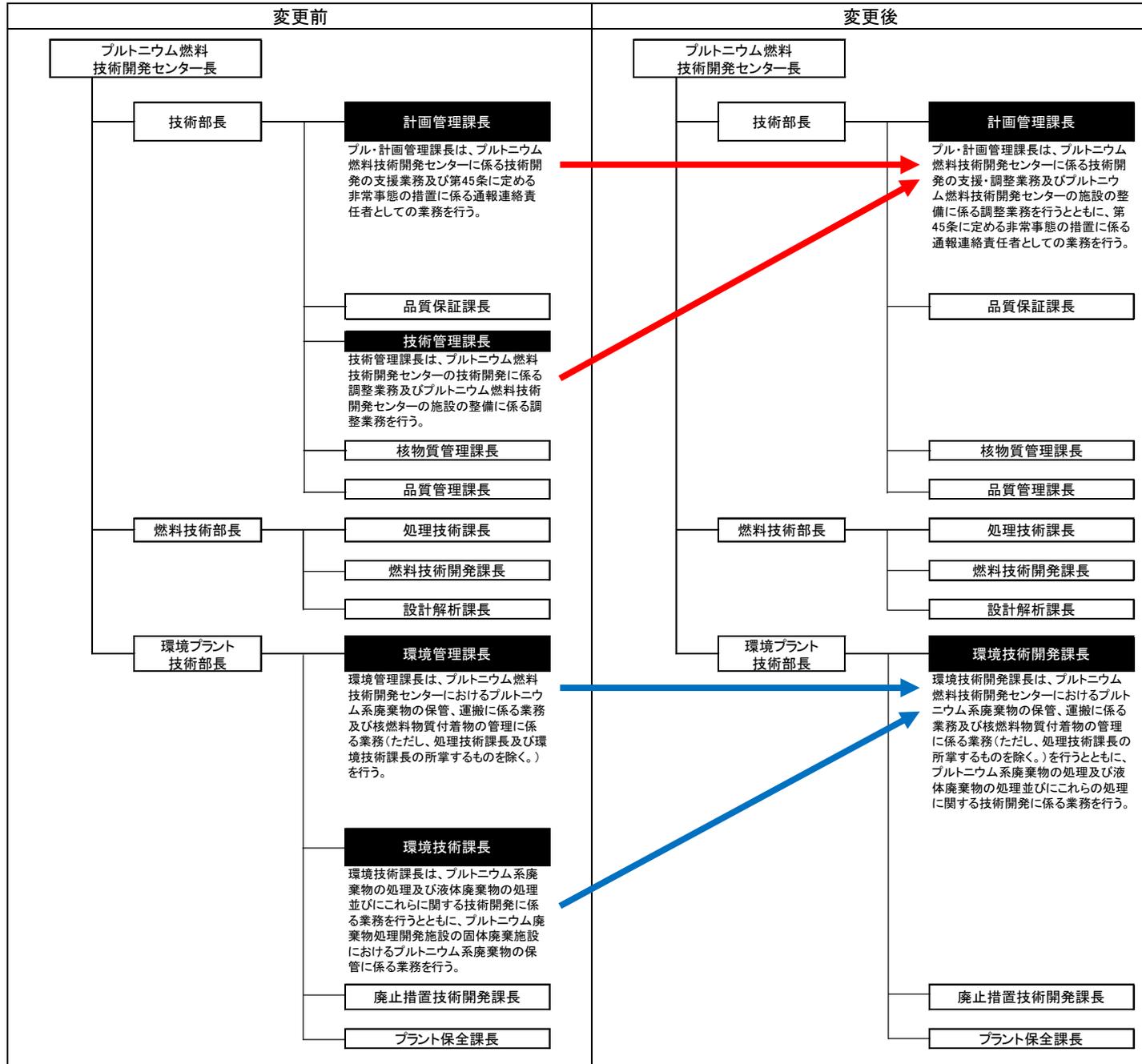
## 【変更内容】

- (1) プルトニウム燃料技術開発センターの使用施設等の保安に関する組織改正に伴い、次のとおり変更する。
  - ① プル・計画管理課に技術管理課を統合するため、第 I 編第 4 条（組織）及び第 5 条（職務）に係る記載を変更する。
  - ② 環境管理課と環境技術課を統合して環境技術開発課とするため、第 I 編第 4 条（組織）及び第 5 条（職務）に係る記載を変更する。
- (2) 上記の変更に伴い、記載の適正化を図る。

## 【変更理由】

- (1) 次のとおり、プルトニウム燃料技術開発センターの業務をより一層効果的かつ効率的に展開するため。
  - ① プル・計画管理課に技術管理課を統合することにより、技術開発の支援・調整業務及び施設の整備に係る調整業務を一組織で一貫して実施できる体制を構築するため。
  - ② 環境管理課と環境技術課を統合することにより、プルトニウム系廃棄物の保管に係る業務及びプルトニウム系廃棄物の処理に係る業務を一組織で一貫して実施できる体制を構築するため。
- (2) 記載の適正化を図るため。

# 2.組織体制の変更



# 3.職務の変更について

## - (1)①計画管理課に技術管理課を統合 -

(変更前)

### 【プル・計画管理課長】

プル・計画管理課長は、**プルトニウム燃料技術開発センターに係る技術開発の支援業務及び第45条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務**を行う。

### 【技術管理課長】

技術管理課長は、**プルトニウム燃料技術開発センターの技術開発に係る調整業務及びプルトニウム燃料技術開発センターの施設の整備に係る調整業務**を行う。



(変更後)

### 【プル・計画管理課長】

プル・計画管理課長は、**プルトニウム燃料技術開発センターに係る技術開発の支援・調整業務**及び**プルトニウム燃料技術開発センターの施設の整備に係る調整業務**を行うとともに、**第45条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務**を行う。

### 3.職務の変更について

#### - (2)②環境管理課と環境技術課の統合 -

(変更前)

##### 【環境管理課長】

環境管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターにおけるプルトニウム系廃棄物の保管、運搬に係る業務及び核燃料物質付着物の管理に係る業務（ただし、処理技術課長及び環境技術課長の所掌するものを除く。）を行う。

##### 【環境技術課長】

環境技術課長は、プルトニウム系廃棄物の処理及び液体廃棄物の処理並びにこれらに関する技術開発に係る業務を行うとともに、プルトニウム系廃棄物処理開発施設の固体廃棄物施設におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。



(変更後)

##### 【環境技術開発課長】

環境技術開発課長は、プルトニウム燃料技術開発センターにおけるプルトニウム系廃棄物の保管、運搬に係る業務及び核燃料物質付着物の管理に係る業務（ただし、処理技術課長の所掌するものを除く。）を行うとともに、プルトニウム系廃棄物の処理及び液体廃棄物の処理並びにこれらの処理に関する技術開発に係る業務を行う。

緑：組織統合により「プルトニウム系廃棄物の保管に係る業務」に包含

## 4.まとめ

**核燃料物質の使用等に関する規則**

**第2条の12（保安規定）**

**第1項第3号 使用施設等の管理を行う者の職務及び組織**

上記条文に対する「使用施設等における保安規定の審査基準」の記載内容（抜粋）

1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

- ◆ 変更前の組織の長の保安に関する職務は、変更後の組織の長が引き継ぐ。
- ◆ 職務及び組織に関して、保安規定の審査基準において明記が要求されている「保安の監督に関する責任者」について変更はない。
- ◆ 変更後においても、使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容は定められている。

**施行日（希望）**

**令和5年4月1日**